

平成22年度九州経済産業局における 下請代金支払遅延等防止法の運用状況について

下請取引の適正化については、従来から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守等を通じ、その推進を図っています。

今回は、平成23年6月に、九州経済産業局から発表された下請代金法の運用状況について紹介します。

●平成22年度の下請代金法の運用状況

平成22年度の立入検査は、中小企業庁が実施した書面調査において違反のおそれがある管内の親事業者89社に対し実施しました。そのうち86社に対し、延べ224件の違反事項について書面による改善指導を行い、減額した下請代金の支払等の原状回復措置や再発防止策を講じるよう指導しました。

なお、減額等の違反行為を行った親事業者に対しては、減額等の合計額約1,100万円を下請事業者に対し支払うよう指導を行いました。

また、書面調査への回答に誤りがないかを親事業者に確認するための特別調査を12社に対し実施しました。

下請代金法は、独占禁止法の特別法として、下請取引を公正なものとするとともに、下請事業者の利益を保護するため制定された法律です。中小企業庁は同法に基づき下請取引に関する調査・検査を行う権限を有しており、当該調査・検査に基づいて、同法違反のある又はおそれのある親事業者に対し改善指導等を行っています。

なお、中小企業支援対策の強化として、下請代金法の厳格な運用と違反行為への厳正な対処を行っています。

1. 立入検査の実施状況

- (1) 定期書面調査により下請代金法違反のおそれがある親事業者89社（対前年度比10%増）に対し立入検査を実施しました。
- (2) 発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務（以下「手続規定関係」という）の違反のおそれや、下請代金の不当な減額、支払遅延などの下請代金法の11の禁止事項（以下、「実体規定関係」という）に該当するおそれがある親事業者86社（対前年度比12%増）に対し改善指導を行い、減額した下請代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じるよう指導しました。
- (3) 改善指導を行った86社の指導の内訳は、手続規定関係で延べ123件、実体規定関係で延べ101件でした。（表1）
実体規定関係の違反行為101件のうち、減額、支払遅延が多く全体の72%となっています。（表2）
- (4) 減額等を行った親事業者42社に対して、減額した下請代金及び支払遅延に係る遅延利息の合計1,100万円を下請事業者へ支払うよう指導しました。
なお、支払を受けた下請事業者は延べ2,566社です。
- (5) 定期書面調査の回答内容に誤りがないか確認するため、「下請取引なし」と回答した12社に対し特別調査を実施し、2社から「下請取引あり」の回答を得、書面調査の再提出を指導しました。

表1 検査結果実績

単位：件

年 度	立入検査件数	改善指導件数	違反内容（延べ）		支払指導額 （百万円）
			手続規定関係	実体規定関係	
21年度九州管内 （全国）	81 (1,052)	77 (997)	104 (1,653)	63 (859)	26 (405)
22年度九州管内 （全国）	89 (1,224)	86 (1,143)	123 (2,059)	101 (1,160)	11 (1,021)

表2 実体規定関係の内訳

	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入・利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	実体規定計
21年度九州管内 （全国）	- (13)	15 (404)	31 (282)	- (18)	6 (48)	2 (6)	- (-)	2 (21)	6 (41)	- (14)	1 (12)	63 (859)
22年度九州管内 （全国）	- (29)	40 (465)	33 (394)	4 (28)	9 (54)	3 (11)	- (-)	4 (40)	7 (127)	1 (7)	- (5)	101 (1,160)

【参考】 ●平成22年度における主な指導事例

1 下請代金の支払遅延（下請代金法4条第1項第2号）

鋳物製品の製造を下請事業者に委託しているA社は、月末締切り・支払総額10万円以上は翌月15日手形払いの支払制度の下、27日に受領した製品の代金について、下請事業者からの希望により支払い日を1ヶ月遅らせ支払っていた。このため、支払制度のとおり支払うよう指導した。（鉄鋼業）

陶磁器の製造を下請事業者に委託しているB社は、月末締め翌々月末支払い制度を採用し、下請事業者の給付を受領してから60日を越えて下請代金を支払っていた。このため、支払制度を改善することにより支払い遅延が発生することのないよう指導した。（窯業・土石製品製造業）

貨物の運送を下請事業者に委託しているC社は、月末締め翌月25日支払制度のもと、30日に行った運送業務の代金について、支払い約定日である翌月25日に支払っていなかった。（1ヶ月後に支払われていた。）このため、支払制度のとおり支払うよう指導した。（道路貨物運送業）

2 下請代金の減額（下請代金法4条第1項第3号）

スポーツ用品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者への代金支払方法を手形払いから現金払いへ変更した際、金利相当の値引きを要請し、それに応じた下請事業者の下請代金から0.5%～2%を値引いて支払っていた。このため、減額行為を取りやめるとともに減額分を下請事業者へ返還するよう指導した。（その他卸売業）

プラスチック製品の製造を下請事業者に委託しているE社は、内職加工者への下請代金の支払において、消費税を支払っていなかった。このため、減額行為を取りやめるとともに減額分を下請事業者へ返還するよう指導した。（プラスチック製造業）

自動車部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者と単価引き下げの協議を行い合意に至ったが、新単価合意日より前に発注したものについても、引き下げ後の単価を遡って適用し、旧単価と新単価の差額を下請代金から差し引いていた。このため、減額行為を取り止めるとともに、減額分を下請事業者へ返還するよう指導した。（輸送用機械器具製造業）

3 返品（下請代金法4条第1項第4号）

ダンボール製品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者からの給付を受領する際に受入検査を実施していないにもかかわらず、納品後に不良品であることを理由に返品していた。このため、返品分について受領するよう指導した。（パルプ・紙・紙加工品製造業）

4 買ったとき（下請代金法4条第1項第5号）

機械部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者から見積書を徴求し、その見積金額から一方的に値引いた金額を発注書面に「値引き分」として記載し、下請代金の額を定めていた。このため、下請代金の額を設定する際は、下請事業者と十分協議し双方合意した下請代金の額を設定するよう指導した。（はん用機械器具製造業）

自動車部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、数年前に下請事業者からの見積書と同額を単価として決定したが、見積り時の発注数量から、数量が減少しているにも拘わらず、下請代金を据え置いていた。このため、発注条件に変更が生じた場合は、下請代金の額の設定について、下請事業者と十分協議するよう指導した。（輸送用機械器具製造業）

スポーツ用品の製造を下請事業者に委託しているK社は、同種の給付内容であるにも拘わらず、特定の顧客向けであることを理由に異なる下請代金額を定めていた。このため、同種の給付内容については異なる単価を設定しないよう指導した。（その他の卸売業）

5 購入・利用強制（下請代金法4条第1項第6号）

機械部品の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し自社で定めた伝票（納品書、請求書、仕入伝票）を、購入・使用させていた。このため、親事業者が指定した製品等を強制的に購入させることのないよう指導した。（業務用機械器具製造業）

6 有償支給材料等の対価の早期決済（下請代金法4条第2項第1号）

電子部品の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者から原材料を有償で支給しているが、下請代金の支払日より早期に原材料の代金を請求していた。（前月分の下請代金と相殺していた。）このため、有償で支給する材料等の代金決済は、下請代金の支払日以降に行うよう指導した。（電子部品、デバイス、電子回路製造業）

7 割引困難な手形の交付（下請代金法4条第2項第2号）

雑貨製品の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える手形（期間125日）を交付していた。このため、下請代金の支払いについて手形を交付する場合は、手形の期間を120日以内とするよう指導した。（その他製造業）

8 不当な経済上の利益提供要請（下請代金法4条第2項第3号）

印刷を下請事業者に委託しているO社は、発注数に加えて予備の納入を指示しているが、予備についてはその対価が支払われていなかった。このため、予備の納品を望むときは、当該数量に見合った下請代金額を定めて支払うよう指導した。（印刷、同関連業）

● 下請かけこみ寺事業の実施状況

中小企業庁では、企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成20年4月から、委託事業として財団法人全国中小企業取引振興協会と各都道府県の下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を開設し、下請取引の適正化に向けた活動を実施しています。

開設と同時に全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされています。

また、平成20年11月から全国の下請かけこみ寺において登録弁護士による無料相談を実施しており、平成22年度の九州の無料弁護士相談件数は186件でした。なお、九州の登録弁護士は39名です。

下請かけこみ寺の相談内容別件数

区分	下請代金法関係	建設業法関係	貨物自動車運送業法関係	その他	合計
21年度 九州管内	72	170	27	199	468
(全国)	(949)	(1,466)	(248)	(2,479)	(5,142)
全国比 (%)	7.6	11.6	10.9	8.0	9.1
22年度 九州管内	105	159	10	187	461
(全国)	(928)	(1,257)	(211)	(2,072)	(4,468)
全国比 (%)	11.3	12.6	4.7	9.0	10.3

「下請かけこみ寺」問い合わせ先

本部：(財)全国中小企業取引振興協会 TEL 03-5541-6655

長崎県窓口：(財)長崎県産業振興財団 TEL 095-820-3091